

# 官報號外 昭和八年三月一日

## ○第六十四回 貴族院議事速記録第二十號

昭和八年二月二十八日(火曜日)午前十時二十三分開議

議事日程 第二十號

昭和八年二月二十八日

午前十時開議

第一 國務大臣ノ演説ニ關スル件(第七日)

第二 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 昭和七年法律第六號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第四 船舶安全法案(政府提出、衆議院送付)

第五 船舶職員法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第六 地租法中改正法律案(衆議院提出)

第七 水產會法中改正法律案(衆議院提出)

第八 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第九 船舶安全法案(政府提出、衆議院送付)

第十 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十一 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十二 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十三 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十四 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十五 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十六 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十七 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十八 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第十九 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十 意匠法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

開始ノ請願外二十六件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

造船局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案特別委員會

委員長 男爵四條 隆英君

副委員長 予爵織田 信恒君

六大都市ニ特別市制實施ニ關スル法律案特別委員會

委員長 候爵大久保利武君

副委員長 藤澤幾之輔君

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十四回帝國議會商工省所管事務政府委員

商工書記官 新倉 利廣君

製鐵所長官 中井 勵作君

製鐵所技監 野田 鶴雄君

第一讀會

○議長(公爵徳川家達君) 意匠法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

右政府提出本案院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年二月二十五日

貴族院議長公爵徳川家達殿 衆議院議長 秋田 清

意匠法中改正法律案

意匠法中左ノ通改正ス

第十九條ノ二 特許局ハ意匠公報ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他登録意匠ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スペシ但シ第六條ノ規定ニ依ル請求ニ依リ祕密ニスペキ登録意匠ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以て之ヲ定ム

(政府委員岩切重雄君演壇ニ登ル)

○政府委員(岩切重雄君) 意匠法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ説明申上ダマス、從來特許登録實用新案及登録商標ニ付キマシテ

ハソレハ公報ヲ發行イタシテ、權利ノ内

容ヲ公示シテ來タノデアリマスガ、獨り登録意匠ニ付テハ印刷ノ技術、經費、ソレ等

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

カ、現ニ最モ政府カラ出ルモノデ重キヲ爲

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

○阪本彰之助君 只今ノ御説明ニ依リマスト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコトヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナインデハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

○阪本彰之助君 只今ノ御説明ニ依リマスト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコトヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

カ、現ニ最モ政府カラ出ルモノデ重キヲ爲

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

カ、現ニ最モ政府カラ出ルモノデ重キヲ爲

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

カ、現ニ最モ政府カラ出ルモノデ重キヲ爲

七ノ終リニ廻シタイト存ジマス、御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 意匠法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

意匠法中改正法律案

右政府提出本案院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和八年二月二十五日

貴族院議長公爵徳川家達殿 衆議院議長 秋田 清

意匠法中改正法律案

意匠法中左ノ通改正ス

第十九條ノ二 特許局ハ意匠公報ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他登録意匠ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スペシ但シ第六條ノ規定ニ依ル請求ニ依リ祕密ニスペキ登録意匠ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以て之ヲ定ム

(政府委員岩切重雄君演壇ニ登ル)

○政府委員(岩切重雄君) 意匠法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ説明申上ダマス、從來特許登録實用新案及登録商標ニ付キマシテ

ハソレハ公報ヲ發行イタシテ、權利ノ内

容ヲ公示シテ來タノデアリマスガ、獨り登録意匠ニ付テハ印刷ノ技術、經費、ソレ等

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

カ、現ニ最モ政府カラ出ルモノデ重キヲ爲

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

デハアリマスマイカ、商工大臣が必要ト認メテ發行セラレバソレデ澤山デハナイ

利ノ人ニ對シマシテ、意匠權ナル獨占的權利ヲ附與イタシマス以上、其内容ヲ公示イタシマスコトハ、極メテ必要ナコトデアリト考ヘルノデアリマス、近頃印刷界が發達イタシマスルニ連レマシテ、容易ニ著色意匠ヲ印刷スルコトガ出來ルヤウニナリマシタ關係上、此際意匠公報ヲ發行イタシマシテ、意匠權者竝ニ一般公眾ノ保護ノ全キ定期スルコト致シマシテ、特許法ニ倣ヒマシテ、意匠公報ヲ發行ニ付テ意匠法中ニシタ關係上、此際意匠公報ヲ發行イタシマシテ、意匠權者竝ニ一般公眾ノ保護ノ全キ定期ヲ設クリコト致シタノデゴザイマス、是ガ即チ本案ヲ提出イタシマシテ、特許法ニ倣ヒマシテ、下サマシテ宜シウゴザイマスカ」ト述シテ速ニ御協賛ヲ賜ハラムコトヲ切ニ御願ヒ致ス次第アリマス

〔阪本彰之助君「チヨト政府委員ニ御尋不致シテ宜シウゴザイマスカ」ト述シテ岩切重雄君演壇ニ登ル〕

○阪本彰之助君 只今ノ御説明ニ依リマスト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコトヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

シテ居ル官報ヲ出スト云フコトガ、別ニ法

ト、特許法ニ此例ガアル趣テアリマスガ、

此案ダケニ付テ見マスルト、斯ノ如キコト

ヲ特ニ法律ニ追加ナサル程ノ必要ハナイン

標法、是等ノモノニ於キマシテハ、ソレハ 法律デ今日公報ヲ發行イタスコトニ規定シ テゴザイマシテ、尙又條約ノ規定トノ關係、或 ハ又國家ガ意匠權ト云フ無形ノ獨占權ヲ附與 イタシマシテ之ヲ保護スル以上ハ、内容ハ 公示スペキ公報ヲ發行イタシマスコトガ、 極メテ必要ダトスウ云フ考ヲ以チマシテ、 此案ヲ出シタヤウナ次第アリマス
○議長(公爵徳川家達君) 他ニ御質疑モナ イト認メマスカラ、特別委員ノ氏名ヲ書記 官ヲシテ朗讀イタサセマス
(小林書記官朗讀)
意匠法中改正法律案特別委員
侯爵山階 芳麿君 子爵伊集院兼知君 子爵戸澤 正己君 子爵安藤 信昭君 男爵今枝 直規君 松本 真平君 江口 定候君 油井 德藏君 岩崎 清行君
第一讀會 大藏大臣高橋是清君
○議長(公爵徳川家達君) 昭和七年法律第 六號中改正法律案 政府提出、衆議院送付、 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議 院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和七年法律第六號中改正法律案
昭和七年法律第六號中左ノ通改正ス
第一條「三億二千二百六十萬圓」ヲ「三 億五千九十九萬圓」ニ改ム
貴族院議長公爵徳川家達殿
昭和七年法律第六號中改正法律案
昭和七年法律第六號中左ノ通改正ス
第一條「三億二千二百六十萬圓」ヲ「三 億五千九十九萬圓」ニ改ム
貴族院議長公爵徳川家達殿
船舶安全法案
船舶安全法
第一條 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航 性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ 必要ナル施設ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ航 行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
第二條 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付命令 ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス
一 船體
二 機關
帆裝
排水設備
操舵、繫船及揚錨ノ設備
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
参照
昭和七年法律第六號ハ昭和七年度一般 會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ 關スル法律ナリ
○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリ
○國務大臣(高橋是清君) 登ル
六 救命及消防ノ設備
七 居住設備
八 衛生設備
九 航海用具
十 危險物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設
十一 勘役其ノ他ノ作業ノ設備
十二 電氣設備
十三 前各號ノ外主務大臣ニ於テ特ニ 定ムル事項
前項ノ規定ハ左ニ掲タル船舶ニハ之ヲ 適用セズ
一 總噸數五噸未滿ノ船舶
二 機權ヲ以テ運轉スル舟其ノ他主務 大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶
三 船舶職員法中改正法律案、政府案出、衆議 院送付、第一讀會、南遞信大臣 (國務大臣南弘君演壇ニ登ル)
○議長(公爵徳川家達君) 船舶安全法案、 右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議 院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和八年二月二十五日
衆議院議長 秋田 清
貴族院議長公爵徳川家達殿
船舶安全法案
船舶安全法
第一條 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航 性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ 必要ナル施設ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ航 行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
第二條 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付命令 ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス
一 遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル 旅客船(十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ 有スル船舶)
二 遠洋區域又ハ近海區域ヲ航行スル 旅客船(十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ 有スル船舶)
三 總噸數千六百噸以上ノ船舶
前項ノ規定ニ依リ無線電信ノ施設ヲ要 スル船舶雖モ航海ノ目的其ノ他ノ事 情ニ依リ主務大臣ニ於テ已ムコトヲ得 ズ又ハ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ施 設スルコトヲ要セズ
第五條 船舶所有者ハ第二條第一項ノ規 定ノ適用アル船舶ニ付同條第一項各號 ニ掲グル事項、第三條ノ船舶ニ付満載 吃水線、第四條ノ船舶ニ付無線電信ニ 關シ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ區別ニ 依ル検査ヲ受クベシ
第六條 初メテ航行ノ用ニ供スルトキ又ハ 定期検査ト定期検査トノ中間ニ於 テ命令ノ定ムル時期ニ行フ簡易ナル 検査(中間検査)
第七條 第五條又ハ前條第一項若ハ第二 項ノ規定ニ依ル検査ハ主務大臣ノ特ニ 定ムル場合ヲ除クノ外船舶ノ所在地ヲ 管轄スル管海廳之ヲ行フ
第八條 主務大臣ノ認定シタル日本ノ船 級協會(以下單ニ船舶協會ト稱ス)ノ檢 查ヲ受ケ船舶ノ登錄ヲ爲シタル船舶ニ シテ旅客船ニ非ザルモノハ其ノ船級ヲ 有スル間第二條第一項第一號乃至第五 號、第十號乃至第十二號ニ掲タル事項 及満載吃水線ニ關シ管海廳ノ検査ヲ 受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス



第二百九十二號布告ハ前條ノ一般規定

施行ノ日ヨリ、海上衝突豫防法ハ第二十七條ノ規定ノ施行ノ日ヨリ之ヲ廢止

第三十二條 第二條第一項ノ規定ハ左ニ

掲タル船舶ニハ當分ノ内之ヲ適用セズ

一 總噸數二十噸未滿ノ帆船

二 總噸數二十噸未滿ノ漁船

三 平水區域ノミヲ航行スル帆船

第三十三條 船舶滿載吃水線法ニ依リ滿載吃水線ノ標示ヲ要セザリシ船舶ニシテ本法ニ依リ其ノ標示ヲ要スルモノニ付

付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ滿載吃水線ニ關スル検査ヲ受クル迄之ヲ標示セザルコトヲ得

第三十四條 本法施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ仍舊法ニ依ル但シ船級協會ノ認定其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ニ付

テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 船舶検査法ニ依リ船舶検査證書若ハ假證書ヲ受有スル船舶又ハ之ヲ受有セズシテ航行ノ用ニ供スル船舶ニハ左ノ各號ノニ該當スルニ至ル迄

船舶検査、滿載吃水線及無線電信施設

ニ關シ仍舊法ニ依ル

一 統行期間滿了ノ爲船舶検査法ニ依

リ 檢査ヲ受クベキトキ

二 船舶検査法ニ依リ船舶検査證書又ハ假證書ヲ受有セズシテ航行ノ用ニ供シ得ザルニ至リタルトキ

三 船舶滿載吃水線法ニ依リ滿載吃水線ノ指定ヲ受クベキトキ

第三十六條 前條ノ船舶同條各號ノニ該當スルニ至リタルトキハ命令ノ定ム

前項ノ検査ニ合格シタル船舶ニハ船舶

検査證書ヲ交付ス但シ其ノ有效期間ハ四年以内ニ於テ管海官廳ノ定メタル期

前項ノ有效期間ノ満了ハ第五條第一項

定ムスル有效期間ノ満了ト看做ス

第三十七條 他ノ法令中航路定限、遠洋航路、近海航路、沿海航路又ハ平水航路、近海區域、沿海區域又ハ平水區域トス

第三十八條 第二條第一項ノ規定ハ左ニ

掲タル船舶ニハ當分ノ内之ヲ適用セズ

一 總噸數二十噸未滿ノ帆船

二 總噸數二十噸未滿ノ漁船

三 平水區域ノミヲ航行スル帆船

第四十九條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○國務大臣(南弘君) 只今議題ト相成テ居リマスル所ノ二法律案ノ、提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、近時海運竝造船事業

ノ長足ノ進歩ニ伴ヒマシテ、船舶ノ安全防

止ニ關スル各般ノ施設ハ、其進歩極メテ顯著ナルモノガアリマシテ、各國齊シク之ガ

取締法規ノ整備ニ努メテ居ル状況デアリマスガ、曩ニ昭和四年及昭和五年ニ於キマシテ、海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲ニ國際條約並ニ國際船舶滿載吃水線條約ニ成立イタシマシテ、是等兩條約ニ既ニ多數ノ主要海

運國ニ於キマシテ其批准ヲシマシテ、本年一月一日ヨリ之ヲ實施イタシテ居ル状態

ニアリマスノデ、我國モ亦は等條約ノ調印國ト致シマシテ、且又本邦ノ世界海運界ニ於ケル地位カラ見マシテモ、速ニ之ヲ實施

イタスコトガ適當ト考ヘルノデアリマス、又一面ニ於キマシテ、我國ニ於ケル船舶ノ安

全ニ關スル現行取締法ガ多岐ニ互テ居リマシテ、之方運用上極メテ不便ノ點ガ少クナ

アルノデアリマス、依テ此際右兩條約ノ實

施ニ差支ナイヤウニ其内容ヲ取入レマシテ、是等關係法規、現行船舶検査法、船舶滿載

吃水線法、船舶無線電信施設法、海上衝突

豫防法等ノ關係法規ヲ整理統一イタシマシテ、且ツ之ニ適當ノ改正ヲ加ヘマシテ、茲

ニ船舶安全法案ヲ提出イタシタ次第ニアリマス、次ニ船舶職員法中改正法律案提出ノ主

要ナル理由ハ、此法律中ニ前ニ御説明申上

テ、且ツ之ニ適當ノ改正ヲ加ヘマシテ、茲

ニ船舶安全法案ヲ提出イタシタ次第ニアリ

マス、次ニ船舶職員法中改正法律案提出ノ主

要ナル理由ハ、此法律中ニ前ニ御説明申上

テ、且ツ之ニ適當ノ改正ヲ加ヘマシテ、茲

ニ船舶安全法案ヲ提出イタシタ次第ニアリ

○議長(公爵德川家達君) 御異議ナシト呼フ者アリ  
メマス、特別委員ノ氏名ヲ、書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

船舶安全法案特別委員(小林書記官朗讀)

子爵一條 實孝君 伯爵川村鐵太郎君

子爵西尾 忠方君 男爵斯波忠三郎君

男爵東久世秀雄君 岡喜七郎君

男爵深尾隆太郎君 坂野鉄次郎君

堀啓次郎君 各務鑑吉君

林平四郎君 潤吉君

瀬川彌右衛門君

○議長(公爵德川家達君) 地租法中改正法律案(右本院提出案及送付候也)

第十條ノ左ノ但書ヲ加フ  
地租法中左ノ通改正ス

昭和八年二月二十五日

貴族院議長(公爵德川家達君) 地租法中改正法律案(右本院提出案及送付候也)

第十條ノ左ノ但書ヲ加フ  
地租法中左ノ通改正ス

昭和八年二月二十五日

本院ニ於キマシテモ増稅シテ其平衡ヲ保タ  
ナケレバナラヌト云フヤウナ御意見ガ屢  
起リマシタ時ニ當リマシテ、其金高ハ僅カ  
ニアフテモ、兎ニ角一地方ニ限テ減稅フレス  
ルト云フコトハ、時ヲ知ラナイト云フ位ニ  
考ヘラレルモノニアリマスガ、併シ退イテ  
考ヘテ見マスルト、現在ノ財政ノ状態ニ於  
テハココ兩三年ノ間ニハ必ず相當大キナ増  
稅ヲヤラナクチヤラヌト云フコトハ、嘗  
局ノ方モ亦皆サン方モ御認メニナラ居ル  
所ダラウト思ヒマスル譯デアリマス、増稅  
ヲスルト云フコトノ爲ニハ、先づ其負擔ヲ  
平衡ニスルト云フコトガ前提デアリマス、  
若シ現在ノ稅制ニ於テ地方ニ依リ負擔ノ不  
公平ガアルト云フコトデアリマスレバ、ド  
ウシテモ起ラナケレバナラヌ其增稅ノ準備  
トシテ、之ヲ訂正スルト云フ必要ガアルモ  
ノデアルト自分ハ考ヘテ居リマス、サウナ  
ルト其增稅ヲヤル時ニ考ヘタラ宜イヂヤナ  
イカト云フヤウナ御考ヘモアラウトハ思フ  
マスノデアリマスガ、是ニハ特別ナ東北ノ  
事情、北海道其他事情ガアリマシテ、  
リ此時局匡救ト云フヤウナ點カラ、今日ニ  
於テ相當ニ此問題ヲ考察スベキ必要ガアル  
ノデアリマシテ、是ノデス、東北地方、北海  
道其他此問題ニナテ居リマスル地方ノ農  
村經濟ガ、特別ニ疲弊シテ居ルト云フコト  
ハ、是ハ皆サン方御承知ノコトデアルド思フ  
ノデアリマシテ、我ミ東北ノ者ハ一方ニ於  
キマシテハ政府諸公、又此時局匡救案デ何  
トカ此自力更生ノ途ヲ助ケテ下サルト云フ  
コトニ力ヲ得マシテ、此自力更生ト云フコ  
トニ邁進イタシマシテ、甚ダ苦シイナガラ  
モ何トカ彼トカシテ生キテ行カワ、更ニ此  
時局ノ困難ナ場合ニ于テ、相當ニ負擔ノ餘  
力ヲ發生セシメヤウト云フコトニ盡力シテ  
居リマスル譯デアリマス、私共モ國ニ居リ  
マスル時ニハ始終此自力更生問題ニ付テ、  
講演其他ニ招バレテ居ルヤウナ有様デアリ  
マシテ、非常ニ眞面目ニ此問題ヲ考ヘテ居  
ルトカ、或ハ此得タ金デ以テ此造林ヲ致シ  
リマスル譯デアリマス、本當ニ眞劍ニ此時  
局匡救ノ爲ニ、得タ貲銀、其中ノ幾分ハ苦  
シイナガラモ之ヲ村全體デ強制的ニ貯蓄ス

ルト云フヤウナコトヲヤフテ居リマス譯デアリマス、眞面目ニ此自力更生ト云フコトヲ考へテ居リマス譯デアリマスガ、自力更生ト云フヤウナ精神的ノ方面ニ如何ニ努力イタシマシテモ、經濟ノ實力ト申シマスカ、詰リ收入ガ之ニ伴ハナケレバ如何ニ氣ガ焦フテモ、ウマク行カナイ譯ナノデアリマス、今日迄ハ生絲ノ値上リ、從テ爾ノ値段ガ高クナリカケタ云フヤウナコトニ力ヲ得テ居リマシタノデアリマスガ、最近ノ狀態ニ省ミマスト、忙方面ノコトモ非常ニ心細クナツテ居ル状態アル、サウ云フヤウナ譯テ何トカシテモウツズニ刺戟ヲ與ヘナイト、東北地方其他ノ農村ニ何等力ノ刺戟ヲ與ヘテヤラナケレバ、折角張詰メタ自力更生ト云フヤウナ氣分モ、挫折スルンデヤナカト云フ工合ニ心配スル譯デアリマス、此際多少ノ此負擔ヲ減シテヤルト云フコトニナリマスレバ、ソレニ依テ力ヲ得テ益、此自力更生ノ途ヲ努メシテ、經濟ノ力ヲ増加シ、相當ノ負擔ヲ致スコトガ出來ルト云フヤウナコトニナリマス譯デアリマス、過般來大藏大臣カラシテ、云フ工合ニ考へテ見チ、然ラバ實際、地租ニ於テ不公平デアルカ、地方ニ依テ不公平ガアルカト云フ問題ニナリマス譯デアリマスガ、是ハ衆議院ノ此法案ノ委員會ノ速記錄ニ現ヘレタ範圍内ニ於キマシテ考へテ見マスト、色々御話ガアツヤウデゴザイマスガ、此議案ノ審案者ノ方デハ段當リノ生産高、ソレト地租ノ負擔高、ソレヲ地方ニ從ヒマシテ比較イタシマシテ、又モウ一ツハ一段當リノ賣買價格ト實際ノ賣買價格ト、ソレカラシテ地租ノ額ト比較イタシマシテ、サウシテ所謂雪害ニ苦シングデ居ル東北、北海道地方ノ負擔ハ外ノ方ニ比べテ非常ニ重イ、ダカラチヲ減ラシテ貰ラハナクチヤナラヌト、斯ウ云フヤウナコトヲ申シテ居ル譯デアリマスガ、之ニ對シテハ政府委員ハ地租ノ課稅標準ト云フモノハ賃貸價格アル、今日ノ稅制カラ申シマスト所

得稅ガ中心デアリマシテ、地租トソレカラ  
營業収益税ト資本利子税ト云フモノハ、所  
謂資產重課ト申シマスカ、詰リ財産カラ生  
ズル利益ニ特別ニ課シテヤルノデアルト云  
フ趣意ニナフテ居ル譯デアルカラシテ、地  
租ト云フモノハ詰リ地主ノ收入ニ課スルモ  
ノデアフテ、農業ニ課税スルモノデヤナイ、  
現ニ地主ガソレダケ賃貸價格ニ相當スルダ  
ケノ小作料ヲ取フテ居ルノデアルカラシテ、  
ソレニ課税スレバ不公平ナイ筈デアル  
ト、斯ウ云フコトヲ言フテ居リマス、之ニ  
對シテ發案者ノ方デハ地主ノ收入ニ課スル  
ト云フ工合ニ考ヘテ見テモ、兎ニ角世借貸  
價格ガ高イ、從テ此稅金ガ高イト云フコト  
ハ事實デアル、何故東北地方デ以テ小作料ガ  
高イカ、詰リ小作料ガ其土地ノ生產力竝ニ  
實際ノ賣買價格ニ比ヘテ小作料ガ高イカト  
云フコトヲ能ク考ヘテ見テ、サウシテ其特  
殊ノ事情ニ應ジテ、一體賃貸價格ヲ定メル時  
ニ、是ハ諸君ガ御承知ノ通リニ此地租全體  
ノ收入ハ減ラサツト云フ立前カラ賃貸價格  
ヲ定メタト云フ所カラシテ是マデ地價ガ  
高カツク、東北地方ハ是マデ高カツ地價ニ  
引摺ラレテ、事實ニ適應シナイヤウニ賃貸  
價格ガ高クナツテ居ル、賃貸價格ガ實際ノ  
狀況ヨリモ高ク見積ラレテ居ル、納稅者ノ  
方デモ是マデノ地租カラ比ベルト、何ボデ  
モ安クナルノデアリマスカラシテ、其儘其  
位デ我慢シテ置ケト、斯ウ云フヤウナコト  
ヲ定マタノデアルカラシテ、假令今日ノ地租  
ト云フモノノガ收入ニカケルモノデアルト云  
フコトヲ認メルトシテモ、尙ホ不公平ナ點  
ガアル、斯ウ云フコトヲ主張イタシマス  
ト、之ニ對シテ政府委員ハ、此賃貸價格方  
地租ニ引摺ラレタト云フ事實ハナイト云フ  
主張ヲ致サレマシテ、其經濟事情ト云フヤ  
ウナモノモ參照シテ居ルノデアルト云フコ  
トヲ言ハレテ居リマス、要スルニ此案ニ反  
對セラレル方ノ御意見ハ、今日ノ地租ノ輕  
重ト云フモノハ全國的ノ問題ニアフテ、特別  
ニ東北トカ、北海道トカ、沖繩縣ト云フヤ  
ウナ地方的ノ問題デナイト云フコトニ歸着

スルコトニナルヤウニ見エルノデアリマス、併シ自分ノ考へル所ニ依リマスト、ドウニモ是ハ矢張リ地方的ニ解釋シナケリヤナル又問題、地方的ニ考へテヤラナケレバナラヌ問題デアルト云フヤウニ思ハレルノデアリマス、是ハ政府委員モ認メテ居ル如クニ、明治ノ初年以来地租ノ性質ガ變テ居ル、初メハ我國ノ産業ト云フモノハ農業タケデアズ、收入租稅ト申シマシテモ、農業ガ八九割ヲ占メテ居ル、農業カラ出テ來ル地租ガ八九割ヲ占メテ居ルト云フ狀態デアルテ、當時ノ地租ト云フモノハ同時ニ所得特別ノ稅ニナシテ居ルノデアルト云フコトヲ申シテ居ラレルノデアリマスガ、私共ノ海道ナリニ行ハレテ居ルノデアリマシテ、考ヘニ依リマスト、其昔ノ狀態、即チ地租ト云フモノガ所得稅デアリ收益稅デモアルト云フ狀態ガ、今日正ニ東北地方ナリ、北產業ト申シマシテハ農業ヲ除イテハ殆ど著シイモノハナイ、農業一本立、土地ニ依食シテ居ルト申シマスカ、ソレ以外ニ收入泉源ガ殆ドナイ狀態デアリマス、昔ノ地租ヲ捨ヘタ時ノ狀態ガ、今日ノ東北地方ニ當嵌マル狀態デアルト思テ居ルノデアリマス、ソレガ詰リ此案ヲ發案シタ連中ガ、東北ノ產業ニ付テ土地ガ特殊ノ性質ヲ持テ居ル、特殊ノ地位ヲ占メテ居ルト云フコトヲ主張スル所以デアリマス、他ノ工農業的ニ進シニ居ル地力ニ當嵌マルベキ稅則ヲ其儘平等ニ東北地方ニモ云タト云フコトカラ、東北地方ガ特別ニ負擔ヲ重ク受け居ルト云フ狀態ニアルト思フノデアリマス、今日ノ狀態ニ於テハ何處マデモ此地租ト云フモノハ東北ニ於テハ…少クトモ東北、北海道ニ於テハ農業ニ課セラレル稅デアズ、決シテ特別ニ地主ダケニ課セラレル稅デハナイト私ハ思フテ居ル次第デアリス、問題ハ地租ガ地主ニ課セラレル稅金デテ、課稅ガ重イカ輕イカ、他ノ地方ニ較ベテ、他ノ縣ニ比ベテ、重イカ輕イカト云フコト

ガ中心問題ニナルノデアリマス、此案ノ問題ハ其點ニアルノデアリマシテ、ソレハ結局此一段歩當リノ生産高、ソレト負擔額ヲ比較シテ初メテ之ヲ見ルコトガ出來ルト思フノデアリマス、其負擔ヲ何ボデモ輕クシテヤラウト云フコトノ爲ニハ、詰リ東北地方ノ雪害ニ苦シミ、生産條件ノ惡イト云フコトカラシテ、經濟的ニ苦シニ居ル東北、北海道ノ狀態ニ同情シテ、幾分テモ其負擔ヲ輕クシテヤラルト云フコトノ爲ニハ、地租ガ中心ノ課稅收入ナンデアリマスカラシテ、ソレヨリ以外ニハ殆ド目星利益ガナイノデアリマスカラ、縱令今日ノ地租ノ性質ガドウアラウトモ、地租ノ性質トカ何トカ云フコトヲ考ヘルニ及バズ、ソレ以外ニハ目星イ税金ガナイト云フ所カラシテ、地租ヲ減ラスト云フコトヨリ以外ニハ方法ハナイモノダト言フ工合ニ私ハ考ヘテ居ル譯デアリマス、サウ云フヤウナ工合ニ私共ハ考ヘテ居リマス譯デアリマスガ、此事ニ對シテ政府當局ハ如何ニ御考ニナフテ居ラレマスカ、其態度ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマスガ、政府ノ態度ト申シマシテモ、ハッキリ反對デアルトカ贊成デアルトカ云フコトヲ御伺ヒシタノデハ、問題ガ極シテ居ラレマシテ動キガ取レナクナル譯デアリマスノデ、一般民意ノアル所ヲ御察シ下サレ、又衆議院ガ此滿場一致デ政黨派ヲ超越シテ此問題ヲ可決シタト云フ状況ニ顧ミラレマシテ、何ト此問題ヲ慎重ニ考ヘテ下サルト云フ意

アリマス、然ルニ御承知ノ如ク東北、北海道ヲ含ム雪國ノ一體ニ付キマシテハ、昨年來内務省ニ雪害對策調査會ガ設ケラレマシテ、產業經濟ノ方面ハ勿論、土木、交通、通信、教育、衛生、社會事業等、各般ノ事項ニ亘テ折角其對策ニ付テ審議考究セラ

テ、産業經濟ノ方面ハ勿論、土木、交通、通信、教育、衛生、社會事業等、各般ノ事項ニ亘テ折角其對策ニ付テ審議考究セラ

アリマス、然ルニ御承知ノ如ク東北、北海道ヲ含ム雪國ノ一體ニ付キマシテモ之ガ増設ニ付テノ御尋ニアリマシタ、民間ノ飛行場ノ設置ノ航空事業ノ發達ノ爲ニ必要ナリト云フコトハ、博士ノ申述ベラレタ通り

アリマシテ、政府ニ於キマシテモ之ガ増

アリマシテ、既ニ百十數名ノ操縦士ヲ出シマシテ、目下是等が民間ノ航空界ノ中堅ヲナシテ居ルヤウナ次第アリマス、又民間ニ於

キマシテモ、之ガ養成ニ從事イタシテ居リ

アリマシテ、年々數十名ノ者ヲ出シテ居リマシテ、技術、學業、體格等ニ付テ検査ヲ致シテ

アリマシテ、之ガ養成ニ從事イタシテ居リ

アリマシテ、之ガ養成

拜シマシタ昨日博士ノ航空振興ニ關スル御意見ニ付キマシテハ、一々其意見ヲ同ジウスルモノデアリマス、今日國防ニ關スル任務竝ニ其本質ニ鑑ミマシテ、軍部方面ニ於ケル所ノ國防ノ振興、之ニ併行ヲ致シマス國民一般ノ航空ニ關シマスル所ノ知識技能ノ發達ニ付テハ、共ニ其振興ヲ期スル必要ヲ感シテ居ルノデアリマスガ、各々其任務モ異ニテ居り、其本質ニ於テ相違ガアリマスノデ、取敢ズ國防上必要デアリマス、軍部方面ノ航空施設ニ省ミマシテモ、明治四十年ニ初メテ飛行隊ガ新設ヲセラレマシテ、大正四年ニ航空隊ガ新設ヲサレマシテカラ既ニ二十餘年ヲ經過スルノデアリマスガ、其間ニ漸ク使用イタシマシタ所ノ經費ガ、臨時費ニ於テ一億餘萬圓、今日經常費トシテ計算ヲ致サレテ居ルモノモ僅ニ二千八百萬圓ニ過ギナインデアリマス、是モ満洲事件以來急速ニ此方面ニ力ヲ致シマシテ、此處マデ到達ヲ致シマシタヤウナ次第ニアリマシテ、昨日御話ノ如キ一年ニ一二億圓ヲ費シテ歐洲大戰及其後ニ於テ、進歩發達ヲシテ居リマスル所ノ列強ニ比シマシテ、甚ダ遺憾ニ感ジテ居ル次第ニアリマスガ、今日ノ時局ニ當面イタシマシテ此方面ニ十分ノ力ヲ致シマシテ、防空、國防上ニ關係カラ航空ニ關スル所ノ設備ヲ急イデ居ル次第アリマスガ、以上ノヤウナ次第デ尙ホ昭利八年度ノ計畫及其以後ニ於ケル航空方面ノ施設ヲ合シマシテモ、漸ク平年三千餘萬圓ノ經費ヲ以テ軍部、陸軍方面ノ第一線ノ整備ヲ致サナケレバナラヌヤウナ狀態ニナフテ居ルノデアリマス、併ナガラ、幸ニ事變以來國民一般ノ後援ニ依リマシテ、幾多ノ飛行機ノ獻納ヲ見、又各方面ニ飛行場ノ設置竝ニ是等ニ關スル所ノ民間團體モ次第アリマシテ、之ニ對シテ軍部ト致シマシテモ出來得ル限りノ協力ヲ致シマシテ、御説ノ如クニ民間方面ノ平時ノ航空技

ト考ヘテ居リマス、幸ニ夜間飛行等ニ關シ  
マスル所ノ設備モ、國民一般ノ熱意ニ依リ  
マシテ、各方面ニ夜間ノ照明等モ設々設置  
セラレルヤウナ有様デアリマス、尙ホ經費  
ガスノ如ク少イノミナラズ、飛行機ニ要シ  
マスル所ノ燃料竝ニ是等ノ建設ノ經費ト云  
フヤウナモノモ、外國ニ比シテ見マスルト  
非常ニ高價デアリマス、是モ今回ノ時局ニ  
刺戟ヲセラレマシテ、工業ノ進歩竝ニ此方  
面ニ對スル努力ニ依リマシテ、將來是等ノ  
經費モ安ク、出來ルヤウニナリマスルナラ  
バ、更ニ民間航空ノ方面ニ於テモ大イニ便  
益ヲ得テ、進歩發達ヲ見ルコトト考ヘテ居  
リマスノデ、第一線ニ於ケル所ノ航空ノ進  
歩發達ト共ニ、只今ノヤウナコトヲ併セ考  
ヘマシテ、今度軍民一體ノ國防ノ精神ニ基  
キマシテ、民間方面ノ是等ノ施設ニ對シマシ  
テモ十分協力ヲ致シマシテ發達ヲ期シ、以  
テ有事ニ於ケル所ノ兩者相俟テノ任務ヲ  
達成スルヤウニ致シタヒト考ヘテ居リマ  
ス、之ヲ以テ御答ト致シマス

部大臣が御出でニナリマスカラ唯一言誤解ノ無ノ爲ニ申上ゲテ置キマス、文部大臣ハ學生ノ飛行ヲ補助スル計畫ハ文部省ニハナイ、斯ウ云フコトデゴザイマシタガ、補助ト云フコト獎勵ト云フコトハ違ツタ事柄ニアリマス、補助ト申シマスト多分物質的ニ補助ヲ與ヘル、遞信大臣カラ仰セニナクタ如キ補助ノ意味カト思ヒマスガ、ソレハナクトモ精神的ニ獎勵ヲスルト云フコトハ、必シモ金錢ガナクトモ出來ルコトデアリマス、ソレヲ殊ニ私ハ此點ニ力ヲ入レテ伺ヒマシタノハ、斯ウ云フコトハ積極的ニ、精神ヨリ出テ働く事ハ本當ノ進歩ハ望マレマセヌ、ソレデ財界ノ者、知識階級ノ者、或ハ一般公衆ノ中ノ技術ノ有ル者、此三ツノモノガ積極的ニ力ヲ入レルベキモノト思ヒマス、財界ノ者ハ大抵高等教育ニ子弟ヲ差向ケマシテ、高等教育ノ學校ニ入テ居リマス、是等ノ者ハ趣味ヲ持チマスト、飛行機ナドハ自分ニ二臺モ三臺モ造り、或ハ裕福ナル者ハ私立ノ飛行場ヲ設ケル、サウ云フモノハ隨分アリマス、我國デ立派ナ實業界ノ諸君或ハ貴族諸君ノ中ニ、ソレダケノ力ノアル方ガ澤山アルト思ヒマス、是等ヲ他ノ享樂ニ用ヒルヨリハ、斯ウ云フコトガ出來ル等デアリマス、又少シ外レマスガ、失業救済ト云フヤウナコトデ、道路ヲ造ルコトガ此項流行ルヤウデアリマス、此極地觀測ノ關係上……

マシタガ、此極地觀測ト云ノフノハ名前ニアリマシテ、五十年前「ワイ・ブレヒト」ガ計畫イタシマシタ、大事業ヲ行ヒマシテ遠征隊ヲ各國ガ發シタ、非常ナ犠牲ヲ拂タ觀測ガアリマス、其五十年目ノ記念ニ今年行テ居ルノデアリマス、昨年ノ八月カラ今年ノ八月マデ行フコトニナタノデアリマス、ソレデ此事業ヲ記念事業トシテ世界的ニ一縷ニヤラウ、斯ウ云フノデアリマシテ、此結果ニ鑑ミマシテ更ニ之ヲ繼續スルヤウナコトガアツクナラバ、之ヲ實行スル意思ガアルカト云フコトヲ伺ヒマシタノデ、御答辯ニ依リマスト、研究ノ結果豫算ヲ要スルコトガアレバ、更ニ之ヲ豫算ニ組立テ協賛ヲ求メルト云フ御趣意デアリマシタカラ、多分結果ニ顧ミテ將來相當ノ豫算ヲオ出シナルコトト察シマス、遞信大臣ノ御答辯ニ對シマシテハ別ニ伺フコトガゴザイマセヌ、唯原因ノ調査ト云フコトハ御考ノ通り大切ナコトデゴザイマスカラ、ドウカ是ハ尙ホ嚴密ニ御調査ノアルコトヲ希望イタシマス、私ノ質問ヲ終リマス

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ阪本彰之助君ニ質疑ノ發言ヲ許シマス

○阪本彰之助君 此處デ宜シウゴザイマセウカ、餘り長イコトデハゴザイマセヌ

○議長(公爵徳川家達君) 成ルベク御登壇ヲ煩ハシタク存ジマス

(阪本彰之助君演壇ニ登ル)

ニ來ラレルト云フコトハ珍ラシイコトデ  
ナイ、毎回多少ノ傍聽ガオ出デニナルノデ  
アリマスガ、當年ハ非常ニ目立チマシテ、  
開院以來毎日男女ノ學生諸君ガ、兩側ノ傍  
聽席ニ充填サレテ、殆ド貴族院ノ傍聽ハ學  
生生徒諸君ノ占領ト云フ形ニナフテ居ルノ  
デ、是モ即チ國民ノオ一人デアフテ、傍聽ニ  
イラシヤルト云フコトハ決シテ妨ゲル譯  
デモナシ、貴族院事務局モ亦之ヲ拒メル筈  
ノモノデハナイト存ズマスルカラ、從テ彼  
此レ不平モ何モナインデ、誠ニ聽イテ戴ク  
コトハ私共光榮ト存ズルノデアリマスル  
ガ、唯疑ヲ挿ムノデアリマスルガ、是ハ學  
生若クハ生徒ノ御希望ニ基イテ居ルノデア  
リマセウカ、或ハ學校ガ少シ強制ノ氣味ナ  
リテ、ソレカラ院内へ立テ居ルコトハレバ、ナラ  
明日ハオ前達ハ貴族院へ行クノダト云フヤ  
ウナコトデ、朝何時ニ來イト云フノデ、今  
朝ノ如キ雪ノ降ル時デモ相當早ク、狩集メ  
テ、ソレカラ院内へ早ク押込マレテ、私  
共デハ速モ堪へ切レヌコトデゴザイマス  
ガ、御若イ方ニ差支ナイカ知レマセヌ  
ケレドモ、長イ間ギシリ詰込マレテ身勤  
キモナラヌヤウナコトデゴザイマスルケレ  
モ、是ハ生徒諸君ガ豫テ御覺悟デ、御希  
望デ出テ居ルコトデアラウカト云フコトヲ  
其筋カラ豫メ御示シニナフテ學校ノ順序デ  
ニ必要ナコトデアルト云フ當局ノ見地ヨリ  
シテ、御勸メニナフテ居ルコトデアルカド  
モ御立テニナフテ、今日ハ何處ノ學校、今  
日ハ何處ノ學校ト云フヤウナコトデ、チヤ  
ント順序ガ極ニテ居ルテ、速モ東京府下ノ中  
等教育以上ノ學校全部ハ廻り切レマスマイ  
ケレドモ、或ハ籤引キニデモスルホントカ、來年  
ニ廻ハストカノコトデモスル事、當局  
ガ獎勵ノ意味ヲ以テ默許ナサフテ居ルカ、或  
出デニナルト云フコトニデモナフテ居ルノデ  
アルカ、此邊ヲ少シ伺ニテ見テ置キタイト  
思フノデアリマス、其順序ヲドウウナサルト  
云フコト迄御説明ニハ及ビマセヌガ、當局  
ガ獎勵ノ意味ヲ以テ默許ナサフテ居ルカ、或  
出デニナルト云フコトニデモナフテ居ルノデ  
アルカ、此邊ヲ少シ伺ニテ見テ置キタイト  
思フノデアリマス、或ハ婦人選舉ノ豫行演  
習ト云フヤウナコトデ、今ノ文部大臣ハ少壯氣  
云フヤウナコトデ、今ノ文部大臣ハ少壯氣  
銳ノ御方デアリマスカラ、之ヲ御勸メニナ

件

テ居ル氣味デモアリハセヌカ、此可否ハ  
私ハ申シマセヌ、今申シマセヌガ、サウ云  
フコトデモアリマスカ、兎ニ角文部省直  
轄ノ學校ハ少イデアリマセウガ、其他ノ府  
立ナリノ學校ニ付テ、ドウ云フ態度ヲ文部  
省ハ執フテ居ラシヤルカ、或ハ些細ナコトナ  
デアルカテ政府委員ハ來テ見テ御覽ニコト  
テ、今年ハ大變學校生徒ガ多イナト云フ位  
ニ御感ジニナフテ居ラシヤルカ、良イカ惡イカ  
コトヲ、今私ガ申上ゲルヤウナ疑ヲ毫末  
モ持フテ居ラシヤラナイカモ知レマセヌケ  
レドモ、極ク私ハ神經質ノ流儀デアリマス  
カラ、斯ウ云フコトヲ喜張り非常ニ氣ニナ  
ル、現ニ自分ノ子弟ノ身ニナフテ見テ、果シ  
テ喜ンデ居ルカ、性質ニモ依リマセウ、非  
常ニサウ云フコトヲ喜ブ娘サン……私ハ重  
モニ御婦人ノ方ノコトヲ申シテ居リマス、  
男子ノ方ニ付テハ將來代議士ニナル御方モ  
アリマセウシ、色々ノ關係モアリマセウカ  
ラ、或ハ卒業前ニ一回位議院ノ傍聴ラナサ  
ルト云フコトモ宜イカモ知レヌト存ジマス  
ガ、婦人ハ是ハドウ云フモノデアルカト云  
フコトヲ疑フノデアリマス、此御覧ネハ姉  
人ノ學生ニ付テノ御尋ネデアリマスルカ  
ラ、其意味ニ於テ御答ヲ、若シ政府委員デ  
出来マスルナラバ御答ヲ願ヒタ

○阪本彰之助君 御趣意ハ略ボ分リマシタ、ソレニ同意スルセヌト云フコトハ此處デ申スコトデハアリマセヌガ、意見ハ違ヒマスケレドモ、止メテ置キマスガ、事ノ序ニ同ツテ置キマスガ、是ハ斯ウ云フ風ニ極ムテ行カレルト云フコトデハアリマセヌガ、兎ニ角刑務所ノ參觀ニ女生徒ガ行クト云フコトガ新聞ナドニ見エマスルガ、是ナドハ如何ナモノデアリマセウカ、私ハドウモ刑務所ヲ見セテ置クト云フコトモ、社會教育ト云フコトカラ勵メル……唯今ノヤウナ社會教育ノ一ツト言ヘバソレダケノコトデアリマスガ、何ノ爲ニ刑務所ヘ行クノデアリマスカ、惡イ事ヲスルトアア云フヒトイ目ニ遭フゾト云フテ見セルノデアリマセウカ、或ハ懲役デ勞働ナドランテ居ルノヲ見セルト云フ意味デアルカ、大學ノ學生ナドガ刑務所ヘ行クト云フコトハ、何處ニ必要ガアルノカト云フコトヲ考ヘマス、議院ヲ之ニ比スルト云フコトハ甚ダ不都合ナコトデアリマスガ、比スルノデハアリマセヌガ、稍ソレノ延長デ、何デモ珍ラシイ所ヘ行クテ見ル、是レ即チ社會教育ナリト云フヤウナ、文部省ノ意見ガ存在シテ居ルノデハナイマスガ、問題ガ段々伸ビテ行キマスト、何處ニ行クカ分ラヌト云フコトヲ氣遣フノデアリマス、唯今申上ダタコトニ付テ文相ノ御答辯ヲ願ヒタイ